有害鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書(案)

有害鳥獣による農産物の被害額は、継続的な対策により年々減少しているものの、令和4年度の本県における被害額は約2億6100万円といまだ大きい。特にニホンジカによる被害は、推定生息数が増加傾向にあるため、更なる被害の拡大が懸念されている。

また、有害鳥獣による被害は経済的な損失にとどまらず、農林漁業者の生産意欲を減退させ、耕作放棄・離農等の増加から農山漁村の荒廃を招きかねないなど、数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしており、その対策は県内市町村共通の重要課題になっている。

さらに、生息環境の変化や農業者・銃猟者の高齢化や減少などにより、有害 鳥獣の侵入防止や捕獲といった被害防止対策の実施は、農業者・捕獲者にとっ て大きな負担となっている。また、イノシシやニホンザル等が市街地等へ出没 するなど、現在の捕獲方法だけでは限界にきている。

よって、国においては、有害鳥獣の被害防止対策の充実を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国の研究機関において、ニホンジカ等の増殖を抑えるため、物理的・化学 的手法やAI等を活用したより効率的な個体数調整技術について、研究・開 発すること。
- 2 鳥獣被害防止総合対策交付金について、引き続き、十分な財源を確保する こと。特に、捕獲補助金については、捕獲した有害鳥獣の単価の増額・統一 など、捕獲者の捕獲意欲が向上する仕組みとすること。
- 3 鳥獣被害防止総合対策交付金について、都道府県の発想が生かせる制度設計とすること。
- 4 市町村において、有害鳥獣捕獲に従事する専門職員を常時設置する仕組みを構築すること。
- 5 市街地等に出没する有害鳥獣による生活環境被害の防止対策を支援するこ と。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年12月19日

(提出者)森礼子長坂隆井出弘宏中西本

(意見書提出先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣 環境大臣